

日本語

◇自動車税（種別割）

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に、自動車を所有している人に課される税です。

税額は車種及び排気量などにより定められています。

また、自動車税（種別割）は、県税事務所から5月上旬に送付される納税通知書により、定められた納期限（通常は5月末日）までに納めていただきます。

なお、軽自動車・オートバイには軽自動車税（市町村税）がかかります。

◇納める額

自動車税税額表（自家用車）

車 種 別		年 額（円）		
		標準税率	重 課	概ね75% 軽 課
乗 用 車	電気自動車（燃料電池車を含む）	29,500 (25,000)		6,500
	総排気量 1ℓ以下	29,500 (25,000)	33,900	6,500
	〃 1ℓ超～1.5ℓ以下	34,500 (30,500)	39,600	8,000
	〃 1.5ℓ超～2ℓ以下	39,500 (36,000)	45,400	9,000
	〃 2ℓ超～2.5ℓ以下	45,000 (43,500)	51,700	11,000
	〃 2.5ℓ超～3ℓ以下	51,000 (50,000)	58,600	12,500
	〃 3ℓ超～3.5ℓ以下	58,000 (57,000)	66,700	14,500
	〃 3.5ℓ超～4ℓ以下	66,500 (65,500)	76,400	16,500
	〃 4ℓ超～4.5ℓ以下	76,500 (75,500)	87,900	19,000
	〃 4.5ℓ超～6ℓ以下	88,000 (87,000)	101,200	22,000
	〃 6ℓ超	111,000 (110,000)	127,600	27,500

※（ ）内の税率は、2019年10月1日以降に、新車で登録された自動車の税率となります。

◇問い合わせ先

自動車税（種別割）は10の県税事務所で管理されています。

[こちらのページで確認してください。](#)

お問い合わせの際には、お名前、住所、登録番号（番号）などをお知らせください。